

平成27年第1回国民健康保険運営協議会議事録要旨

期 日 平成27年 1月26日

場 所 市役所2階第2委員会室

議案第1号「国民健康保険税の賦課限度額の改正について」

〈事務局〉

議案第1号「国民健康保険税の賦課限度額の改正について」説明させていただきます。

まず、1.「取り巻く環境」についてです。国の医療費は増加傾向が続いておりまして、平成24年度の国民医療費は39兆2,117億円で、前年度比1.6%の増、国民一人当たりでは、5,600円増の30万7,500円で、平成23年度に引き続き30万円を突破し、いずれも6年連続で過去最高を更新しました。これらの主な要因は高齢化によるものですが、医療の高度化による高額な治療、投薬の増加、疾病構造の変化なども医療費増加に拍車をかけております。

そして、市町村国保を取り巻く環境も厳しさを増しております。平成27年度から、保険財政共同安定化事業の対象事業がすべての医療費に拡大されることに伴い、拠出金と交付金のバランスが崩れ、拠出超過となり、国保からの持ち出しが大きく増えることが見込まれ、国保の財政運営に大きな影響を与えることが懸念されます。

また、国は、国保の保険者や国保運営のあり方に関し、国保の財政運営をはじめとして都道府県が担うことについて、当初、平成29年度までとしておりましたが、最近になり平成30年度に実施することとなっております。しかし、詳細については未定であり、市町村国保にどのような影響を与えるかは不透明な状況にあることから、今後についても引き続き国の動向を注視していく必要があるといえます。

次に、「医療費の動向」についてです。当市の医療費は、平成25年度、保険給付費で対前年比0.15%、約700万円の微増でした。しかし、平成26年度の医療費は、平成27年1月現在の一般療養給費においては、対前年比で2.07%の伸びとなっております。金額にして約7,600万円の増加見込です。国においても、高齢化や医療の高度化が進む状況では、医療費が減少する見通しが立たなく、平成27年度概算要求では、医療費の自然増をプラス2.4%としております。

このことから、当市の平成27年度の医療費の試算にあたっては、平成26年度の医療費の伸びや国の試算を基に療養給付費で2.4%の増として予算(案)を作成しております。

次に「保険税率等の改正」についてです。登別市は、今まで、過去の累積黒字(繰越金)を活用して、平成21年度から4年連続で税率の引き下げを行ってきましたが、平成26年度においては、前年度の決算見込の時点で、繰越金が約6,000万円まで減少する見

込みでありましたが、国保の基金が約3億5千万円あることなどを踏まえて税率の改正を行わず据え置きとしました。

しかし、国が示した賦課限度額は、平成26年度に後期支援分、介護分をそれぞれ2万円ずつ引き上げ、賦課限度額が81万円としております。さらに、国は平成27年度において医療分、後期支援分でそれぞれ1万円、介護分で2万円の引き上げた賦課限度額85万円とすることとしております。

このことから、本市については、平成26年度の国が示した賦課限度額の引き上げを先程、説明いたしました、累積黒字（繰越金）などの関係から税率を据え置いてきた経緯がありますが、国が平成27年度についても2年連続で引き上げを示しているため、本市において、今回は国が平成26年度に示した賦課限度額にあわせた合計4万円を引き上げた81万円に改正をしたいということです。

試算では、年間の調定額で約150万円の増額となります。平成28年度以降の賦課限度額を含めた税率改正にあたっては、今後も引き続き収支状況を見極めながら引き上げを含めた保険税率の改正を慎重に進めていかなければならないと考えています。

以上が国民健康保険税の賦課限度額の改正についての説明でございます。

《質問なし》

・議案第1号「国民健康保険税の賦課限度額の改正について」は、原案のとおり可決されました。

報告第1号「平成26年度国民健康保険特別会計決算見込について」

《事務局》

報告第1号「平成26年度国民健康保険特別会計決算見込について」説明いたします。

平成26年度の決算見込につきましては、歳出の保険給付費のうち、医療費の給付は、現段階で支出額が確定しているのが11月診療分まででありまして、平成26年度予算で支払う残りの3カ月分についてはこれから請求が来るため、今後、決算見込額に若干の増減があると思いますので、あらかじめご了承くださいと思います。また、これ以外の科目につきましても、細かい数字は変動することがありますので、まずは大枠で説明させていただきます。

現時点では、歳入と歳出それぞれ67億9,545万8千円を全体の最終予算と見込んでおります。平成26年度の当初予算は67億5,070万円でしたが、今年度は高額療養費や前年度、平成25年度の国庫支出金の概算払いに係る精算などで、合計で4,475万8千円、増額の補正予算を組んでおり、その補正予算の分をプラスした金額が予算現額となっております。

それでは、歳入の主なものを説明いたします。1款の国民健康保険税は、平成26年11

月末現在の調定額及び収納率を基に、予算現額より約5,800万円少ない約9億2千万円の決算見込としております。3款の国庫支出金のうち、国庫負担金は、保険給付費などの実績に基づき、国が一定の負担をするものですが、特別調整交付金等の額が未定であることなどを考慮し、平成25年度より約2千7百万円少ない約9億5千万円と見込んでおります。5款の前期高齢者交付金は、65歳以上の対象者数及び対象者の医療費が増加していることから、平成25年度決算額より約7千万円多い約21億4,700万円と見込んでおります。9款の繰入金は、法律の規定に基づいて、国から市の一般会計に入ってくるお金を国保会計に繰り入れるもので、保険税の軽減分や事務費・職員の人件費の一部を一般会計から国保会計に繰り入れることで、国保財政を支援するものです。

また、平成26年度におきましては、医療費の増加や繰越金の減少に伴い、約3億5千万円ある国保基金から1億円を繰り入れております。このことから、平成26年度の繰入金の決算見込額は、約4億8,300万円となる見込みであり平成25年度決算額より約1億3,700万円の増額となっております。また、一般会計からの繰入金のうち、国保財政安定化支援事業分については、地方交付税に算入された額、約7,900万円の2分の1の約3,900万円を繰り入れする予定としております。10款の繰越金は、平成25年度決算で生じた累積黒字分の約1億500万円が繰越金となっております。

以上、歳入の合計は、予算現額に対して1億3,051万7千円減の66億6,494万1千円となる見込みであります。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。まず、2款の保険給付費は、現時点での決算見込額が約47億円でありまして、平成25年度決算より約7千万円増える見込みであります。4款目の後期高齢者支援金は、約6億6,200万円で、平成25年度決算より約650万円減少する見込みであります。6款目の介護納付金は、約2億4,000万円で、平成25年度より約2,200万円減額となる見込みであります。7款目の共同事業拠出金は、約2億4千万円で、平成25年度より約3千万円の増額となる見込みであります。

この結果、歳出の合計は、66億2,295万6千円となる見込みであります。累積収支見込額は4,198万5千円で、これが平成26年度の累積黒字となります。

また、歳入の合計には前年度からの繰越金1億507万9千円が含まれていますので、先ほどの累積収支見込額から、繰越金1億507万9千円を差し引いた26年度の単年度収支は、6,309万4千円の赤字となる見込みであります。

さらに、例年との違いは、先程、歳入の中で説明したとおり、国保基金から1億円を投入しての決算見込額となりますので、実質は1億6,309万4千円の赤字であり、平成27年度への繰越金が先程、説明いたしました4,198万5千円となり、国保基金の残額は約3億5千万から約2億5千万へ減少することとなります。後程、国保基金については、平成27年度予算（案）などで再度説明いたします。平成26年度国民健康保険特別会計の決算見込についての説明は以上です。

《質問なし》

報告第2号「平成27年度国民健康保険特別会計予算（案）について」

報告第3号「国民健康保険給付費等準備基金の繰り入れについて」

《事務局》

報告第2号「平成27年度国民健康保険特別会計予算（案）について」と報告第3号「国民健康保険給付費等準備基金の繰り入れについて」を一括して説明いたします。

平成27年度の国保会計予算については、市の財政サイドとの協議がおおむね終了しまして、このあと議会で審議される運びとなります。予算の規模は74億4,436万円で、昨年度に比べ、6億9,290万円の増となっております。この増額となった理由につきましては、後ほど歳出のところで説明いたします。

なお、平成27年度の制度改正としましては、先程、説明いたしました賦課限度額に引き上げの他に、低所得者の国民健康保険税の軽減措置（5割軽減と2割軽減）の対象を拡大することが閣議決定していますが、現時点で国から正式な通知が来ていないことから、予算案としては現状に合わせた見直しとなっております。

まず、歳入について説明いたします。1款の国民健康保険税は、平成26年度11月末をベースに、現年の一般分91%、現年の退職分を97%として積算しており、平成26年度当初予算に比べ約210万円の減額となっております3款の国庫支出金は、国の算定基準をもとに、過去の交付金の割合などを勘案して算出しており平成27年度は、約6,800万円程度の減額を見込んでおります。4款の療養給付費交付金は、退職者医療制度、いわゆるサラリーマンのOB（年金を受給している65歳まで）の方々に係る交付金ですが、制度改正により平成27年4月1日以降より新規加入者は認めないこととなっております。このことにより、平成27年度の退職被保険者の人数が減少する見込みであり、約1億1,700万円の減額を見込んでおります。5款の前期高齢者交付金については、国の算定基準をもとに、算出しており、約8千万円の増額を見込んでおります。7款の共同事業交付金については、平成27年度より国民健康保険法の改正に伴い保険財政共同安定化交付金の対象が30万円以上の医療費から80万円まで全ての医療費が対象となったことから国保連合会の試算により前年比88.3%（約6億4千万円）の増額となっております。9款の繰入金については、次の報告第3号の「国保基金の繰入について」に関連しますので、ここで基金について説明させていただきたいと思っております。

「登別市国民健康保険給付費等準備基金積立金の状況」です。これにつきましては、平成22年度に累積黒字分の3億5千万円を積んで基金を設置しました。そして26年度は、先ほど決算見込の中で説明いたしましたが、この3億5千万円から当初予算の繰入金に1億円を繰り入れた分を、平成26年度で使う見込みとなっております、平成27年度の当初予算では、残りの約2億5千万をほぼ全額、繰入する形で収支の均衡を図り予算（案）を組

んでおります。

この結果、国保基金の残額は100万円となります。基金を100万円残した理由については、国の特別調整交付金の交付される市や町の選定にあたり基金が有ることでプラスになることから100万円を残しております。

基金の説明については以上でありますので、先ほどの続きになりまして、歳入の9款、繰入金ですが、予算額約6億3,500万円のうち、約2億5千万円は基金から、残りの約3億8,500万円は一般会計からの繰入れとなっております。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。2款の保険給付費は、平成26年度当初予算に比べて約5千万円増額し、約48億1千万円としております。医療費の見込みの試算にあたっては、26年度被保険者数の見込みを基に全体医療費を積算し、これに前段の「賦課限度額の改正について」で説明したとおり2.4%の伸び率分を加えて積算しております。4款の後期高齢者支援金等、6款の介護納付金は、いずれも国から示された係数により積算しておりますが、後期支援金は約1,100万円の減額、介護納付金は約2,500万円の減額となっております。7款の共同事業拠出金についてですが、先程、歳入でも説明したとおり、保険財政安定化拠出金に係る国保法の改正により、前年比93.7%約6億9,700万円の増額となっております。この部分の増額分が、総体予算額が増加した要因となります。また、今回の改正により、平成25年度の交付と拠出の実績と比較すると約9千万円の負担増となることが見込まれます。8款の保健事業費は、平成26年度の実績を基に積算した結果と人件費などの減少により約950万円減額となっておりますが、これまでどおり、特定健診をはじめ、千円ドックや短期人間ドックなどの各種健診のほか、水中運動教室受講料の助成、ジェネリック医薬品の利用勧奨通知などを行い、引き続き国保加入者の生活習慣病の予防と医療費の抑制につなげていきたいと考えております。

平成27年度予算案についての説明は以上であります。

《質問》

予算額は、増額傾向にありますが、西胆振管内の医療費は2015年～2020年の5年間の医療費はあまり変わらず、それ以降は、減少していきます。人口減少が原因で、高齢者人口は2020年までは確実に増加し、高齢化率は上がっていくが、医療費は減少していきます。今後、毎年2.4%医療費が増加することはあり得ないと思いますので、市として、今後の医療費をどう予測されているのでしょうか。

《事務局》

医療費の伸びに関しては、短期的な見込みしかしておりません。

平成30年度から国保業務が都道府県に移管されるということを前提に動いているものですから、今後、5～6年先の見込みは出来ていないですし、平成27年度においても、

医療費はもとより、保険財政共同安定化事業の制度改正が財政状況にどのような影響を与えるか不透明なため、次年度の財政収支を見込むのも大変厳しい状態です。

国が国保に1,800億円財政支援するという報道があり、なんとかいい方向に転じてもらいたいという希望を抱いている段階で、はっきり今後の見込みをたてることが出来ないというのが現状でございます。

《質問》

医療費抑制のために、ジェネリック医薬品の利用勧奨通知を実施しているとのことですが、どのような基準で行われているのでしょうか。

《事務局》

現在、勧奨通知は1回600件、年に3回の1,800件行っております。対象者は、ジェネリック医薬品に切り替える前の金額と、切り替えた後の金額の差額が大きい順に抽出しておりまして、ジェネリック医薬品に切り替えたらこれぐらい自己負担額が安くなりますよといったご案内の通知を送付しております。

《質問》

平成30年度に移管するといいいながら、このままでいくと、確実に税率改正しなければいけない状況になってきていることになりませぬ。

《事務局》

はい。平成28年度につきましては、平成27年度中の財政状況を勘案しながら、税率改正も視野に入れていかなければならない状況です。

被保険者の皆様にも医療費抑制につなげる健康増進に努めていただきたいということ、平成27年度は広報して参りたいと考えています。

その他①「国民健康保険財政の状況について」

《事務局》

その他①「国民健康保険財政の状況について」説明いたします。ここでは、当市、「国保の財政の仕組み」や「収支、繰越金、国保基金の関係」「医療費の推移」などを説明いたします。

まず、「国保特別会計年度別決算について」です。ここでは、平成23年度から平成25年度までの決算と平成26年度決算見込額、平成27年度予算案まで歳入・歳出に分けて説明いたします。予算規模は平成23年度決算から平成26年度決算見込までは、年間、歳入で約65億から約66億、歳出で約63億から約66億で推移しております。平成27年度の予算案では先程、説明いたしましたとおり、国保法の改正により保険財政安定化

事業の予算額の増加に伴い約74億円規模の予算案となっております。

それでは、歳入から説明すると、歳入決算額 約66億6千万円に対して「1国保税」が15%の約9億8千万円となっております。国保税については、被保険者が負担するところになりますが、国保会計の歳入からすると、15%しか補えない状況であることがわかります。次に国からの「3国庫支出金」が23%の約15億円、次に退職医療制度に係る「4療養給付費交付金」が7%の約4億7千万円、次に65歳以上加入率が高い保険者に交付される「5前期高齢者交付金」が31%の約20億7千万円、次に北海道から交付される「6道支出金」が5%の約3億円、次に国保連合会から交付される「7共同事業交付金」が12%の約8億円、次に市の一般会計からの繰入金で「9繰入金」が5%の約3億4千万円、次に前年度からの累積黒字分で「10繰越金」が2%で約1億5千万円となっております。繰越金につきましては、年度ごとの収支で繰越額が変わり、後ほど説明いたしますが、当市の場合は年々減少しております。

次に歳出ですが、まず、「1総務費」であります。総務費は国保担当の配置されております、人件費や被保険者証や郵送用の封筒の印刷、郵送費、国保連合会の負担金、運営協議会の経費などが含まれており、「1総務費」が2%の約1億700万円となっております。しかし、この総務費の分で国や道から補助を受けていない分は先程、歳入で説明いたしました一般会計から繰り入れをしております。次に医療費などの「2保険給付費」で71%の約46億円となっており、歳出の決算額が約65億円ですから、ほとんどが医療費の支出であることがわかります。次に75歳以上の「4後期高齢者支援金等」で10%の約6億7千万円、次に年齢が40歳から64歳まで国保税の医療分や後期高齢者とあわせて徴収する「6介護納付金」が4%で約2億6千万円、次に社会保険支払基金に支払う「7共同事業拠出金」が11%で約6億9千万円、次に特定健診などの「8保健事業費」で1%の約9千3百万円、次に国からの交付金の精算分などで「11諸支出金」が1%で約6千8百万円となっております。

「2. 単年度収支・繰越金・国保基金の推移」についてであります。

まず、「単年度収支」につきましては、平成21年度が約9千6万円の黒字を最後に平成22年度から平成25年度の決算額でもそれぞれ赤字となっております。平成22年度の約4億3千万円の赤字については、そのうちの3億5千万円が国保基金に積立てた分となっております。そのため、表の一番下の国保基金が平成22年度から3億5千万円が記されております。次に表の中段の繰越金ですが、平成22年度の約8億5千万円を最高に毎年度の単年度赤字に伴い減少しており、平成27年度予算案で2千万円まで減少しております。次に表の下段の国保基金ですが、平成22年度に3億5千万を基金に積立ておりますが、平成26年度で1億円を取り崩さなければ、国保財政を維持できず1億円を使う見込であります。また、平成27年度予算案についても基金の残り、2億5千万円を、ほぼ取り崩さなければ予算が組めない状況であります。

「繰越金」は平成22年度を最高に毎年、単年度赤字のため繰越額が減少しております。

次に「国保基金」ですが、先程、説明したとおり、平成22年度に3億5千万円を積立まし、たが、平成26年度で1億円、平成27年度予算案で約2億5千万円と取り崩し残りが約100万円となる見込みです。

次に「単年度収支」ですが、平成21年度の約9千6百万円の黒字を最後に平成22年度からは赤字となっており、単年度収支の赤字が積み重なり繰越金と国保基金が年々減少していき、平成27年度では、ほぼ底をついた状況であることがわかります。

次の「3医療費と被保険者の推移について」です。

ここでは、当市の医療費（保険給付費）と被保険者の関係について、説明いたします。

医療費については平成23年度から毎年、増額の傾向となっております。

次に「被保険者数の推移について」ですが、平成23年度を除いては、毎年、数百名程度の減少傾向が見られます。被保険者数が減少傾向にあるのにもかかわらず、医療費はのびていることがわかります。

つづいて「4医療費の推移」です。「1人当たりの療養諸費費用額の推移」「1件当たりの診療費の推移」について説明いたします。療養諸費費用額とは、入院、入院外、歯科、調剤等の療養給付費と整骨院等の通院の療養費を合せた費用額を被保険者数で割り返したものであり、年間の1人当たりの費用額を算出したものです。診療費とは、入院、入院外、歯科の費用額をレセプト件数で割り返したもので、レセプト1枚当たりの金額となります。「1人当たり費用額」「1件当たり費用額」ともに登別市は北海道、全国と比較すると高い数値となっています。

このことから、先程、説明いたしました医療費の総額が増加しており、増加の要因としては全国的なことですが、高齢化や医療の高度化などが考えられます。また、北海道平均、全国平均よりも高い数値になっている要因として、市内に長期入院などの可能性の高い精神疾患の医療機関があることや、温泉地区、隣接する室蘭市に総合病院があるなど市内の個人医院とあわせて被保険者が病院にかかりやすい地域的なことなどが考えられます。住んでいる方にとっては、医療機関が比較的近くにあり暮らしやすくなっていると思いますが、保険者として考えると今後、さらに負担が増えていくことが懸念されます。

ただいま、国民健康保険財政の状況について報告をいたしました。当市の国保財政は、繰越金や国保基金を充てて運営をしてきましたが、平成27年度予算案では、繰越金もあてには出来ず、国保基金については、残額100万円に減少しております。

また、被保険者数が減少傾向にあるのにも関わらず、逆に医療費が増加傾向であることなどを考慮すると、平成27年度の収支状況を見極めて平成28年度の国保税率の引き上げも検討しなければならないと思っております。

以上で説明を終わります。

《質問なし》

その他②「保健事業について」

《事務局》

それでは、その他の2番目、保健事業について説明いたします。

まず、1番目の登別市民プール・水中運動療法の利用料助成について説明いたします。体重と血糖のコントロールが困難な糖尿病治療中の方と、特定保健指導対象の方に対し、運動できる環境をサポートすることを目的として、平成25年度から市民プールの6か月間利用料の助成を実施しております。さらに、平成26年度からはJCHO（ジェイコー）登別病院での水中運動療法22回分利用料の助成も追加して実施しております。

利用状況につきましては、平成26年12月末現在で、申請者数は市民プールが96名、JCHO（ジェイコー）登別病院が2名、利用者数は市民プールのみで76名となっております。申請時と6か月利用後の変化につきましては、平成26年11月末現在で、糖尿病治療中の方では、13名中10名の方が、体重または血糖値が減少していました。また、特定保健指導対象の方では、38名中32名の方が、体重が減少していました。食事と運動の両面からの取り組みにより多くの方が改善されてきました。

今後の取り組みにつきましては、平成27年度からは、運動を通じた生活習慣病等の疾病予防や重症化予防を目的に、これまで限定されていた助成対象を国保加入者全般に拡大して利用料助成を実施する予定となっております。

続きまして、平成26年度・平成25年度特定健診・特定保健指導の実施状況について説明いたします。

資料の表は、平成26年度と平成25年度の12月末現在で同時期における特定健診受診率や特定保健指導実施率を比較したところ、特定健診受診率は0.5ポイント減少、特定保健指導実施率は1.5ポイント増加している状況です。これまでと同様に、健診未受診者に対して電話やはがきによる受診勧奨など、受診率向上にむけた取り組みを継続して行っているところです。

保健事業については以上です。

《質問》

昨今、歯周病と糖尿病には関連性があると言われていたのですが、糖尿病治療中の方に対して、歯周病予防に関するアドバイスなどはされていますか。

《事務局》

現在、歯周病予防に関するアドバイスなどは行っておりませんが、糖尿病治療中の方は歯周病になりやすいという話も聞いておりますので、糖尿病通院中の方に保健指導や健康相談などで面談する機会があれば、今後は、歯周病のことや、歯医者に通院していますかといったこととお話していければと考えております。

《質問》

登別市では、健康推進Gで歯周病検診を実施しているかと思いますが、糖尿病治療の方に、検診を勧めているのでしょうか。

《事務局》

特にしておりません。今後、検診対象の方がおりましたら、検診の話もしていければと考えております。